

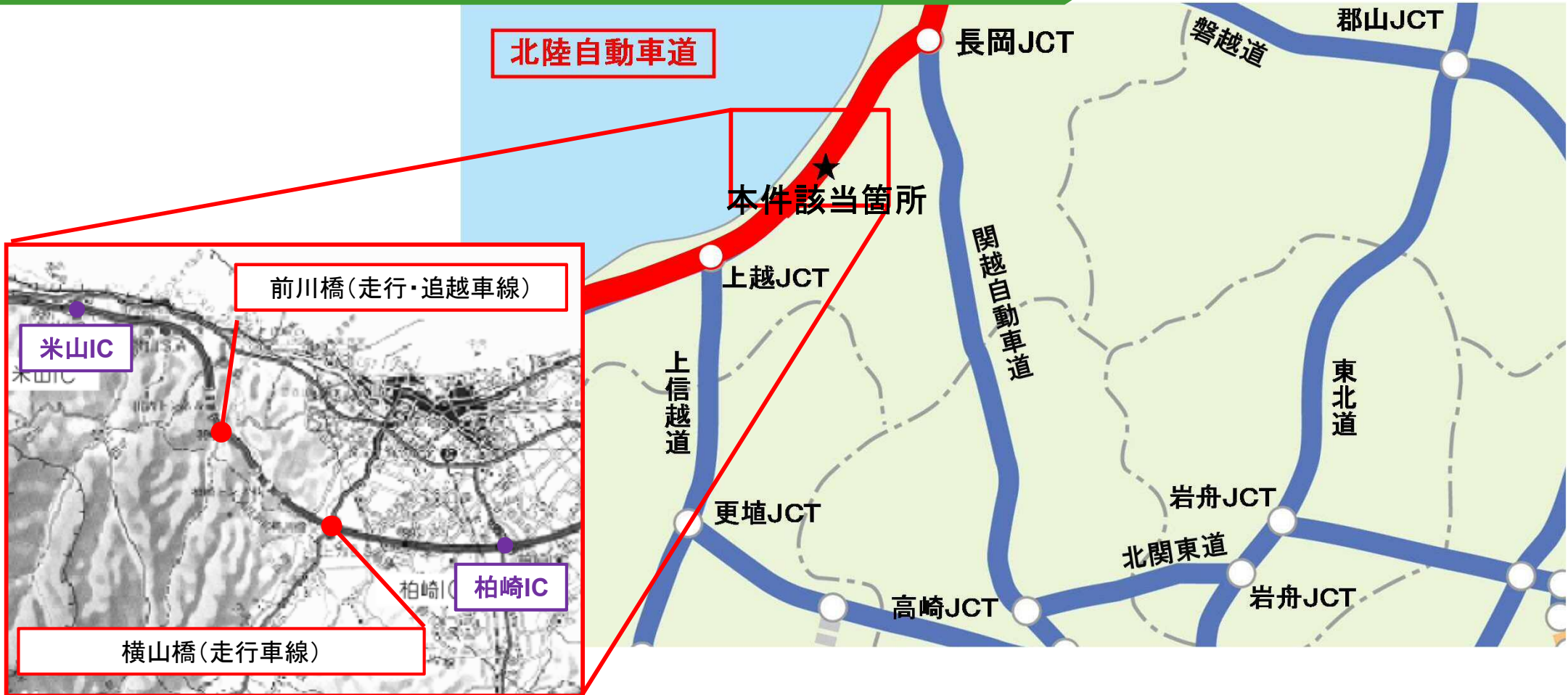
運用指針

第2条①ーイ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

休日を含めた昼夜連続規制による規制日数の削減

(北陸自動車道 ヨネヤマ 米山IC ~ カシワザキ 柏崎IC)

# 北陸自動車道 米山IC～柏崎IC位置図

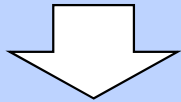


## 北陸自動車道 米山IC～柏崎IC間の路線概要

- ・北陸道は、新潟県新潟市を基点とし、滋賀県米原市に至る全長約475kmの高速自動車国道。
- ・新潟・富山・石川・福井・滋賀を結ぶ幹線道路で、産業、経済、文化の発展に重要な役割を担っている。
- ・米山IC～柏崎IC間を含む北陸道 東日本区間は、観光などに起因し、平日に比べ土日交通量が高い道路特性。

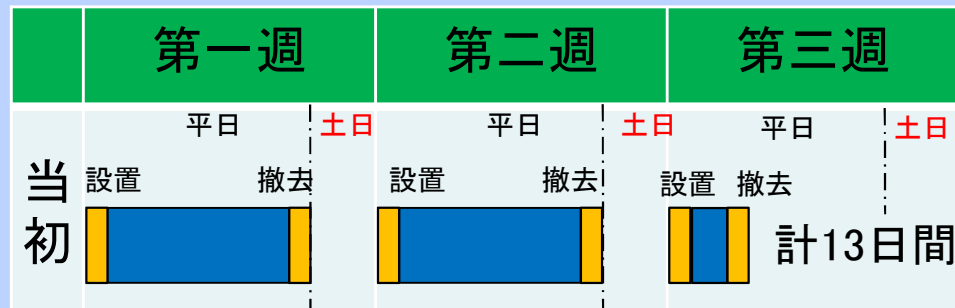
## 当初計画

- ・橋梁床版防水工事
- ・高速道路交通警察隊より**平日のみの昼夜連続車線規制**に限定されていた



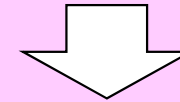
**平日のみの**昼夜間連続車線規制を計画

例：当初規制日数（横山橋）



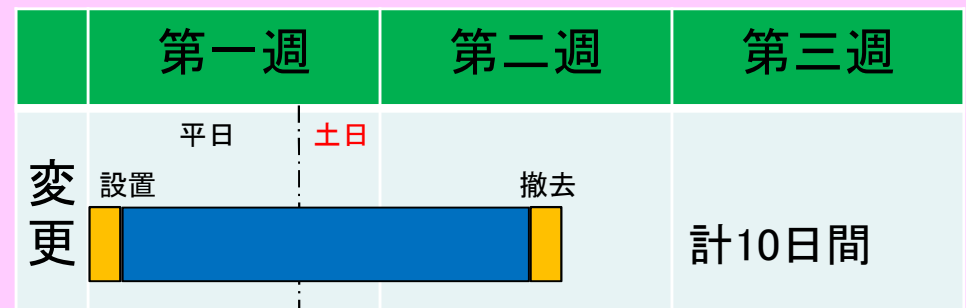
## 経営努力による変更

- ・規制日数を削減可能な、**休日を含めた昼夜連続規制**を立案
- ・交通安全対策を追加で実施することで変更計画を了承



**休日を含む**昼夜連続車線規制を実現

例：変更規制日数（横山橋）



# 舗装補修工事(床版防水工)の当初計画

当該区間では、橋梁の床版を劣化させる路面からの水、塩化物イオンのコンクリートへの浸透を遮断するため、**高性能床版防水工を施工**し、変状の進行や新たな変状の発生を抑制

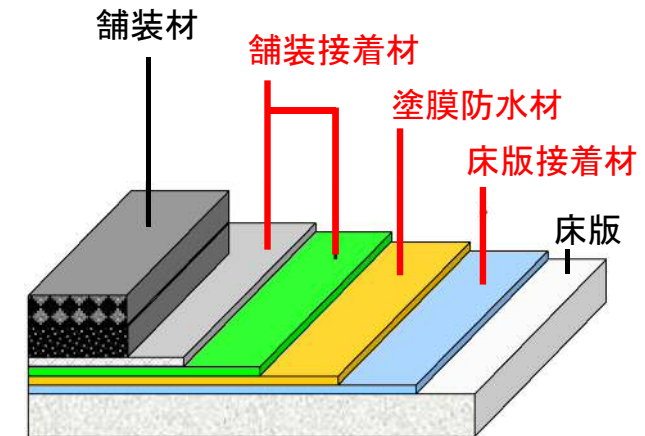
## ■当初規制計画

- ・当該区間は、**観光交通が比較的多い**傾向にあることから、高速道路交通警察隊は**休日規制による渋滞を懸念**
- ・**昼夜連続規制は平日のみに限定**されており、当初計画を策定した上で工事発注

## 【課題】

- ・高性能床版防水工の施工には時間を要し、施工延長が長い場合には、1か所あたり2~3週に渡る施工となるため、**施工に伴う規制日数が長くなる**
- ・規制日数が長くなることにより事故発生リスクが増加

## 高性能床版防水の構造



## 対策イメージ



## 変更計画に向けた取組み①

### 工事中事故を抑制するため、規制日数を削減可能な休日を含めた昼夜連続規制を立案

■ 休日を含めた昼夜連続規制は、当該区間において過去に例のない **新たな試み** であったため、幾度となく **高速道路交通警察隊との協議を重ねる** 中で、最終的に以下の交通安全対策を実施することで変更を了承

- ・ 工事規制 **5km手前** より昼夜間連続規制の **予告看板の設置** (通常は1km手前)
- ・ 車線減少部で多く発生する事故抑制のため、行動点の視認性向上に着目し、**超高輝度反射シートを用いた矢印板及びクッションドラム** を設置
- ・ 上記に加え、夜間の安全対策として、工事受注者による規制確認のための **巡回を2時間毎に実施**



工事予告看板(5km手前)



超高輝度反射シートを用いた矢印板

- ↓
- ・ 上記取組により、休日を含む昼夜連続規制を実現。規制に起因する **渋滞及び事故の発生も無く**、当該規制方法による **施工完了**
  - ・ 事故発生リスクを軽減するとともに、**規制費用の縮減を確認**

# 変更計画に向けた取組み②

## 【工程表】

				第一週		第二週		第三週		第四週		
				平日	土日	平日	土日	平日	土日	平日	土日	
当初計画	前川橋	追越車線	交通規制日数	18日間	設置	撤去	設置	撤去	設置	撤去	設置	撤去
	前川橋	走行車線	交通規制日数	17日間	設置	撤去	設置	撤去	設置	撤去	設置	撤去
	横山橋	走行車線	交通規制日数	13日間	設置	撤去	設置	撤去	設置	撤去		
変更計画	前川橋	追越車線	交通規制日数	14日間	設置			撤去				
	前川橋	走行車線	交通規制日数	13日間	設置			撤去				
	横山橋	走行車線	交通規制日数	10日間	設置		撤去					

当初計画 規制延べ日数:48日間 規制延べ回数:11回

変更計画 規制延べ日数:37日間(11日減) 規制延べ回数:3回(8回減)

## 【協議経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成27年3月	当初計画策定	
平成27年9月	当初計画にて工事発注	
平成28年3月	変更計画立案、高速道路交通警察隊協議	
平成28年5月	変更計画にて施工	

高速道路交通警察隊と協議し同意を得て、規制日数を縮減したことは、  
**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

関係機関と協議し、規制日数を縮減したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議